

令和8年度 安全重点施策

目標(中長期)	目標(短期)	取組計画(本年度)
1 安全方針等の周知徹底を図り、乗組員及び陸上スタッフの安全最優先の意識の理解度・浸透度を高める。	①事故ゼロの継続を目指し、安全最優先の意識のもと、現場における丁寧な毎日の点検を実施し、水上バス運航関係者による連携を強化したうえで、安全運航の徹底を図る。 ②海上運送法改正に伴う対応を確実に進めて、安全管理の取組みを強化する。 ③各年度の安全意識アンケート結果を踏まえ、乗組員及び陸上スタッフに対し、安全最優先の意識についての理解度・浸透度を向上させる活動を確実に実施する。	①安全最優先の意識を徹底し、水上バスの発航前点検や陸上施設点検を日々、丁寧におこなって事故防止に努める。また、新船導入に伴い、初期不良等によるトラブルや事故を防止するため、点検等の際に発見した微細な不具合の時点で、早期修理の対応を図る。 ②海上運送法改正に関する説明会等に参加し、最新の動向を入手するとともに、関係メンバーで適宜対応し、安全性向上の取組を継続する。 令和9年3月までに、法改正に対応した安全管理規程の改正、安全統括管理者及び運航管理者の資格制度への対応を図る。 ③令和8年7月に予定している旅客輸送の再開までに、運航中止基準の厳格運用を徹底するための運用要領を新船に対応したものに見直したうえで周知を実施し、乗組員及び陸上スタッフの安全最優先の意識を一層向上させるとともに、安全意識アンケートを2月から3月を目途に実施して分析を行う。
2 実効性のある教育・訓練を実施するとともに、乗組員と陸上スタッフとの連携を強化して事故防止の徹底を図る。	①安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等を定期的に実施する。 ②乗組員及び陸上スタッフを対象とした全体ミーティングを年1回以上実施して意見交換を行い、コミュニケーションを促進しながら、安全管理規程及び関係法令等を確実に遵守するとともにその重要性を周知徹底する。 ③繁忙期等の多客期に安全期間を設定し、乗組員と陸上スタッフとがコミュニケーションを取りながら連携して事故防止に取り組む。 ④海上運送法改正を受けた安全管理規程の改訂を実施し、改訂内容についての研修を実施する。 ⑤新船による防災対応や令和8年7月に予定している旅客輸送の再開に向けて、操船等の習熟訓練を実施する。	①運航管理者は、安全運航推進会議を定期的に実施して記録に残す。 ②-1 2月から3月を目途に全体ミーティングを開催し、意見交換や運輸安全マネジメント研修を実施して、桜花期に向けた事故防止の徹底を図る。 ②-2 全体ミーティング等の機会を捉えて、運輸安全マネジメント研修(法令・規程遵守等)を実施して記録に残す。 ③夏季、年末年始、桜花期とそれぞれの繁忙期に3回の安全期間を設定して集中的な事故防止に取り組む。 ④令和9年3月までに、海上運送法改正を受けた安全管理規程等の改訂を実施し、改定内容については、ホームページ等で情報提供を実施するとともに、研修等により周知を徹底していく。 ⑤新船による防災対応や令和8年7月に予定している旅客輸送の再開に向けて、操船等の習熟訓練を実施して、発災時及び旅客輸送の備えを万全にする。
3 ヒヤリ・ハット情報を積極的に収集・分析するとともに、水上バス船員配乗会社等と情報共有を行い、事故防止に努める。	①現場に潜む危険察知による事故防止活動に取り組む。 ②ヒヤリ・ハット情報を収集・分析して事故防止対策に資するとともにデータベース化を行い、事故防止に効果的な対応策を検討し、乗組員及び陸上スタッフに確実にフィードバックする。 ③舟運事業者が参画する会議等における、安全運航に関する共有情報の活用を図る。 ④ヒヤリ・ハット情報の共有を図るとともに、特に、相手船がある場合は当該事業者と対応策を検討するなどして事故防止に努める。	①現場に潜む危険を予め察知し事故防止を徹底するために、作業に関するKYシートを作成し、各作業前に危険予知活動を実施する。 ②水上バス安全パトロール及び券売所巡回を年6回以上を目途に実施することにより、更なるヒヤリ・ハット情報の収集に努め、事故に繋がる要素を摘み取る。また、2月から3月を目途に、全体ミーティングを開催して運輸安全マネジメント研修を実施し、繁忙期に向けた危険予知能力の向上を図る。 ③隅田川安全航行協議会に参加し(12月～3月予定)、隅田川における安全運航の向上に向けた情報共有を図る。 ④ヒヤリハット事案が発生した際は、迅速に内外の関係者と情報共有を図るとともに、事故防止に向けた取組を進める。
4 重大事故等を想定した実践的な訓練等を実施する。	関係機関(海上保安庁、消防庁、警視庁等)と連携し、船舶の重大事故を想定した実践的な訓練を実施するとともに、大規模災害(震災及び台風来襲等)等に備えた訓練を実施する。また、訓練後の検証等により重大事故等への対応能力の向上を図る。	「重大事故の発生対応訓練(年1回以上)」、「東京都から受託している関係者と連携した災害時の帰宅困難者等搬送・緊急物資輸送訓練」、「台風対応訓練」など、年度内に総計8回を目途に実践的な訓練を実施することにより、事故・災害時の対応能力の向上を図る。 また、訓練の検証を行い、必要な場合は要領・マニュアルの改定を行う等、重大事故等への対応能力を向上させる。